

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 三三六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三三六
- 大規模小売店舗立地法による変更の届出について取下げがあった件 三三六
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三三六
- 福島県選挙管理委員会 三三六
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があった件 三三七
- 福島県人事委員会 三三七
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 三三七

告 示

福島県告示第四百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年七月八日から同年十一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年七月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか
- 二 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数

- （変更前）三箇所
（変更後）二箇所
- 三 変更しようとする年月日
令和七年六月二十六日
- 四 届出年月日
令和七年六月二十五日
- 五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年七月八日から同年八月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び川俣町政策推進課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年七月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズFC川俣店 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字学校前十五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により川俣町から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百九十二号

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件（令和七年福島県告示第四百四十号）により告示したヨークベニマル原町西店に係る届出について、令和七年六月二十五日付けで当該届出をした者から取下げの届出があった。

令和七年七月八日

福島県知事 内堀雅雄

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、西向地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年七月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年七月九日から

同 月二十八日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

田村市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。

令和七年七月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

取消年月日	施設の所在地	施設の名称	施設の管理者
令和七年六月二十四日	いわき市内郷内町前田二番地	内郷内町前田集会所	いわき市長
同	同市内郷宮町町田三五番地	内郷宮町町田南集会所	同

福島県人事委員会

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月八日

福島県人事委員会

委員長 齋藤記子

福島県人事委員会規則第十六号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「定める額」の下に「。ただし、保健福祉部健康衛生総室に勤務する職員のうちへき地診療所等への診療支援の業務に従事する駐在員にあつては、十三万三千円とする。」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

(採用給与課)